

あさひかわ

市議会 ASAHIKAWA CITY COUNCIL NEWS だより

旭川市議会ホームページアドレス
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/council/index.html>

CONTENTS

主な
内容

発行：旭川市議会
編集：広聴広報委員会
〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地
TEL(0166)25-6380・FAX(0166)24-7810

旭川市議会ホームページアドレス
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/council/index.html>

- 主な議案のあらまし.....2
- 代表質問.....3
- 予算等審査特別委員会.....4
- 大綱質疑.....5
- 補正予算等審査特別委員会.....5
- 第1回定例会に提出された議案とその結果.....6
- 賛否の一覧、請願・陳情.....7
- 常任委員会・議会運営委員会・広聴広報委員会の動き.....8
- 議会の動き、臨時会のあらまし.....9
- お知らせ.....10

第101号
令和3年(2021年)
5月15日

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例を制定



動物と共生する心豊かな社会の実現を目指して

令和3年第1回定例会で、動物の愛護及び管理に関する条例を可決しました。

旭川市動物愛護センター（あにまる）では、平成24年の開設以来、犬の殺処分ゼロの継続やペットの適切な飼い方の周知・啓発などに取り組み、今年の9月で10年目になります。

そのような中、市内においてもペットへの関心が高まる一方、虐待、多頭飼育崩壊や災害発生時のペットの取扱いが課題となるなど、社会情勢や関係法令の改正により、時代に合わせた方針づくりが求められていました。

この条例では、多頭飼養の届出義務化や災害時のペットの同行避難、飼い主のいない猫の増加及び迷惑の防止措置などを盛り込んでおり、市民の動物愛護の意識の高まりや動物愛護団体との連携・協力の推進など、地域が一丸となって動物愛護に取り組むことを目指していきます。

第1回定例会

主な議案のあらまし

今定例会では、市長から提出された令和3年度各会計予算、令和2年度各会計補正予算、条例の制定・改正、指定管理者の指定、包括外部監査契約の締結、市道路線の認定・廃止、人事及び報告の計74件の議案と、委員会から提出された規則の改正及び議員の派遣、議員から提出された意見書の計7件の議案を審議し、いずれも原案どおり決定しました。

●補正予算

令和2年度一般会計に40億999万9,000円を追加

今回の補正は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、動物園事業特別会計、公共駐車場事業特別会計、育英事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の補正です。

このうち一般会計の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金積立金、不妊対策推進費、経営体育成強化支援費、クリーニングサポート事業費、運動公園整備費、学校感染症対策・教育活動費、職員費等のほか追加補正として除雪費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、テイクアウト飲食券発行費などであり、歳入歳出予算の総額それぞれに40億999万9,000円を追加し、令和2年度一般会計予算の総額を、2,084億4,059万1,000円とするものです。

●令和3年度各会計予算

一般会計予算は令和2年度当初予算比3.2パーセント増

令和3年度の予算規模は、一般会計が1,601億3,000万円、特別会計が1,209億690万7,000円、総額で2,810億3,690万7,000円となっています。

前年度当初予算と比較すると、一般会計が3.2パーセント増、特別会計が0.7パーセント増、総額で2.1パーセント増となっています。

一般会計予算については、総務費や商工費の増により、令和2年度当初予算と比べて49億円の増となっています。

●条例の制定・改正

○動物愛護基金条例の制定

動物愛護センター（あにまる）に収容する動物の飼養管理や譲渡推進、動物愛護センターの施設整備や設備の更新、動物愛護の普及啓発などの事業の経費の財源に充てるため基金を設置するものです。

○科学館施設整備基金条例の制定

科学館の展示施設の整備や科学への関心を高め、理解を深めるために実施する事業の経費の財源に充てるため基金を設置するものです。

○国民健康保険条例等の一部改正

○国民健康保険法施行令の一部改正に伴う規定の整備

一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定方法における低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除に係る規定を整備

○保険料率の算定方法における賦課割合の変更

被保険者均等割100分の41 → 100分の35

世帯別平等割 100分の18 → 100分の24

○賦課限度額の引上げ

基礎賦課限度額の引上げ61万円 → 63万円

介護納付金賦課限度額の引上げ16万円 → 17万円

○低所得者層に対する保険料減額の特例に係る減免額の改定

2,000円 → 1,500円

○動物の愛護及び管理に関する条例の制定

動物の愛護及び管理に関する市や市民の責務、飼い主がペットを飼養する上での遵守事項、災害発生時の措置などを明らかにするとともに、犬又は猫を多頭飼養する場合の届出規定を設けるほか、飼い主からのペットの引取りや、動物愛護センター（あにまる）に収容されている動物の取扱いなど、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

施行日は、令和3年4月1日であり、これに伴い現行の動物愛護センター条例、畜犬取締及び野犬掃とう条例は廃止します。なお、犬及び猫の多頭飼養に関する届出については、同年6月30日までに届け出る経過措置を設けています。

○都市公園条例の一部改正

○東光スポーツ公園施設球技場に係る規定の整備

夜間照明施設の設置に伴い、球技場の供用時間を午後9時までに変更するものです。

○使用料に係る単位の変更

午後の使用単位について「午後1時から午後5時まで」を「正午から午後3時まで」に、夜間の使用単位について「午後5時から午後7時まで」を「午後3時から午後9時まで」に変更するほか、所要の規定を整備するものです。

○駐輪場条例の一部改正

旭川駅前広場駐輪場及び旭川駅高架下駐輪場の供用時間を24時間に変更するものです。

●その他

○指定管理者の指定(1件)

令和3年4月から5年間、施設の管理を行わせるために、一般財団法人旭川保育協会を旭川市地域保育所の指定管理者に指定するものです。

●人事

○固定資産評価審査委員会委員の選任

次のとおり同意しました。

穴 口 昭 三 氏

石 田 純 枝 氏

岡 崎 幸 治 氏

高 波 澄 子 氏

○人権擁護委員の推薦

次の候補者を推薦することについて、可と答申することに決定しました。

荒木 閑 栄 氏

川 西 康 夫 氏

戸 嶋 千 里 氏

水 口 正 博 氏

代 表 質 問

代表質問は、第1回定例会の場で新年度に関わる議案等を含めた市長の市政方針、教育長の教育行政方針などについて質問するものです。今定例会では、3月4日と5日の両日、各会派を代表して5人が質問しました。

その中から主な質問と答弁をお知らせします。

自民党・市民会議 木下 雅之



ポストコロナに向けて

問 新型コロナウイルス感染症が流行している状況においてもオンラインによる出勤や会議、新たな業種の開拓や業態変更などを含め、国内外では工夫を重ねながら様々な取組を行っていますが、市長はポストコロナをどのように見据えていますか。

答 新型コロナウイルス感染症の流行は、人の移動や接触を制限し、私たちに今までとは異なる生活様式を求めています。このことは、テレワークやオンライン会議といったICTの活用を普及させているほか、地方への人の流れを生み出すなど、新たな商品やサービスをもたらす契機になっているものと認識しています。

そのため、本市としては疲弊している地域経済の立て直しを図り、さらに、新型コロナウイルス感染症収束後の変容した社会に対応するため、地域企業の経営改革や新たな技術の創出を支援するほか、大都市圏に本社を置く企業の拠点誘致に取り組むなど、未来の旭川を形づくる産業振興と人材育成を着実に進めています。【市長】

民主・市民連合 松田 ひろし



(仮称) いじめ防止条例の制定

問 市政方針及び教育行政方針では、児童生徒のいじめの未然防止に向け、(仮称) いじめ防止条例の制定を進めることができました。条例は、いじめを受けた子どもの側に立ったものでなければなりませんが、平成26年に北海道で制定された「いじめの防止等に関する条例」との関係を含め、条例の必要性とその内容について見解を伺います。

答 北海道のいじめの防止等に関する条例に基づき策定した本市いじめ防止基本方針の取組状況を踏まえ、制定の時期を検討してきたところですが、これまでの取組やコロナ禍の中で、児童生徒がいじめを受けた側の気持ちに立つことや他者への優しさ、思いやりの大切さに気付くなど、いじめの防止に主体的に取り組む機運が高まっています。

一方、社会では、感染者や医療従事者などへの偏見や誹謗中傷などが懸念されています。こうした状況から条例制定の必要性が高まっているものと考えており、いじめ防止に向け、一層の充実を図っていくため、学校や家庭はもとより、地域社会全体で、児童生徒をいじめから守り、育てる条例となるよう制定に向けた取組を進めています。【教育長】

公明党 室井 安雄



中小企業への支援

問 コロナ禍により市内の中小零細企業や、そこで働く市民への影響は甚大です。切れ目のない経済・雇用対策を含め、回復に向けてどのような取組をしますか。また、休廻業の加速が懸念される中、厳しい経営環境にある中小・小規模企業の事業再生や円滑な事業継承に対して積極的に支援する必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

答 コロナ禍で大きな影響を受けている中小企業には、これまで以上に手厚く支援しなければならないと考えています。

令和3年度の対策として中小企業者等に対する災害・景気対策融資を継続するほか、企業の経営力強化をサポートする伴走型の融資制度を拡充します。また、事業者がイノベーションモデルを創出する取組に対する補助事業を創設したほか、テレワークの導入やITの積極的な活用の促進、新製品開発や地場産品販路拡大に係る補助率を上乗せするなど、中小企業の取組に対する支援を拡充することで、地域経済が元気になるよう取り組んでいきます。【市長】

日本共産党 石川 厚子



市立旭川病院の役割

問 昨年11月以来大規模クラスターが続発した際に市立旭川病院の一般病棟に陰圧装置を整備して35床を確保しました。その後には31床が埋まり、病床使用率は88.6パーセントに及びましたが、この難局を乗り越えました。これらに対する市長の見解と同病院が果たしてきた役割について聞かせてください。

答 市立旭川病院は医療スタッフの尽力、また自衛隊を始め、内外の関係機関にもご協力いただき、医療崩壊の危機を回避することができました。市長として全ての関係者の皆様に感謝を申し上げるとともに安堵しています。

市立旭川病院は、上川中部圏唯一の感染症指定医療機関として、これまで多くの新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れや、発熱外来の運営を行ってきたところであります。地域医療の最後のとりでとしての役割を果たすべく対応に当たっています。一般病棟を感染症病棟として使用し、入院や手術制限を行っていることから、経営にも影響がありますが、公立病院として市民の皆様の安全を第一に地域におけるコロナ対策の中核を担ってきています。【市長】



無党派 G ひぐま としお



第4波への備え

問 新型コロナウイルス感染症の市内新規感染者は減少傾向にあり、病床使用率や医療従事者の負担も少なくなっています。

しかし、今後も感染拡大の可能性があることから、第4波に向けて、どのような準備をしているのか聞かせてください。

答 市内の現状は比較的落ち着いていますが、今後、引き越しなどの春の人の移動シーズンを迎えることや国内でも変異株ウイルスの感染が確認されるなど、感染対策は予断を許さない状況にあります。

のことから、感染症発生における初動対応、感染管理の重要性など、大規模クラスターの経験を生かし、市民の皆様の健康と命を守るため、今後も医療対策連絡会と連携を密にして、医療提供体制の確保や検査体制の整備などを継続とともに、専門的な見地からの指導を行う支援チーム設置の検討を進めるほか、感染対策の切り札と言われるワクチンについて、円滑に接種できるよう準備を進め、第4波に備えていきます。【市長】

旭川市議会からのお知らせ

◎本会議中継がインターネットでご覧いただけます

旭川市議会では、インターネットによる本会議中継を行っています。

パソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末などでも視聴可能です。本会議の生中継はもちろんのこと、過去1年分を録画配信しています。

議場で行われている議論の様子を視聴することができますので、是非ご覧ください。



●旭川市議会ホームページアドレス

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/council/index.html>
・議会中継をご覧になるには、「市議会を見る・聞く」に続いて「会議録、議会中継」を選択してください。

旭川市議会 検索

予算等審査特別委員会

(委員長：中川 明雄 副委員長：松田 たくや)

令和3年度各会計予算と関連議案及び単独議案の以上50件は、3月8日に「予算等審査特別委員会」(委員33人)を設置し、同日に総務経済文教、民生建設公営企業の2分科会を設置した後、付託議案を各分科会で分担し、8日から18日までの間、それぞれ分科会を8回開催して質疑等を行いました。

その後、3月22日の特別委員会で総括質疑を行うなど、慎重にその審査を行い、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

●各分科会での主な質疑

●総務経済文教分科会

- ・周辺自治体と連携したまちづくりによる人口減少対策について
- ・選挙における新型コロナウイルス感染症対策について
- ・地方交付税制度の見直しによる本市財政への影響について
- ・市制施行100年を節目とした市史編さんの必要性について
- ・地域振興に向けた旭川空港の利用促進について
- ・文書量削減に向けた職員の意識啓発について
- ・コロナ禍における中小企業への支援について
- ・北海道立北の森づくり専門学院への支援と林業従事者的人材育成について
- ・ふるさと納税の返礼品開発への支援とふるさと納税業務を所管する部署の考え方について

- ・(仮称) 観光振興条例の制定に向けた取組について

- ・ICTパーク運営費の積算の考え方とICTパーク運営における事務手続について
- ・GIGAスクール構想に関わる学校現場への支援体制について
- ・博物館における修学旅行等の受け入れ強化に向けた取組について

●民生建設公営企業分科会

- ・高齢者世帯等に係る除雪関連事業について
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の状況と今後の対応について
- ・電子母子手帳の導入について
- ・マイナンバーカードによるコンビニ交付等の状況と市民課窓口の混雑解消に向けた取組について
- ・町内会活動に対する行政の関わり方について
- ・児童虐待防止対策について
- ・ごみ処理施設整備の方向性の見直しについて

- ・介護報酬改定と介護人材の確保について

- ・次世代自動車充電インフラの整備と運用について
- ・市営墓地の維持管理及び共同墓の利用状況について
- ・市立旭川病院における経営改善の取組と旭川医大との連携協定の成果について
- ・北彩都ガーデンの魅力向上と財源の確保について
- ・水道料金の見直しについて
- ・雪対策基本計画に基づく除排雪の取組と課題について

●総括質疑

- ・旭川大学の公立化について
- ・次期最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の整備について
- ・ICTパークにおける市長の政治姿勢について



目の不自由な方に「声のあさひかわ市議会だより」(CD (ディジー版))を無料で貸し出しています。
希望される方は、議会事務局 (電話25-6380・FAX24-7810)までご連絡ください。

大綱質疑

今回の大綱質疑は、予算等審査特別委員会に付託する議案に対して質疑するものです。今定例会では3月8日に3人の議員が質疑しました。

その中から主な質疑と答弁をお知らせします。

今定例会の質疑者(発言順)

① 能登谷 繁 (日本共産党)

- 予算編成に当たっての市長の政治姿勢について
- 2021年度予算の特徴について
- 新型コロナウイルス感染症対策について
- 市民のくらしや福祉、まちづくりについて
- 経済・雇用施策について

② 高花えいこ (公明党)

- 令和3年度市政運営の基本的な考え方について
- 「子ども生き生き未来づくり」について
- 「しごと生き活き賑わいづくり」について
- 「地域いきいき温もりづくり」について
- 地域歩行空間等整備費について
- 選挙執行費について
- 議案第57号 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について

③ 上野和幸 (無党派G)

- 財政について
- 少子化と人口減少に対する対応策について
- 市民生活について
- アイヌ文化について
- スポーツ振興について
- 旭川大学の公立化について
- 児童虐待防止策と対応策について
- 放課後児童クラブについて
- 近文コミュニティ施設の考え方について

①雪対策の抜本的な見直し

問 気候変動はこれからも顕著になると予測されることから、雪対策基本計画の抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。また、担当部長を配置するなど雪対策を強力に推進していただきたいと考えますが、見解を伺います。

答 今シーズンは特に気象状況が目まぐるしく変化し、ザクザク路面の対応などで事業費も過去最高額となるなど、様々な課題が改めてクローズアップされました。

補正予算等審査特別委員会

令和2年度各会計補正予算と関連議案及び単独議案の以上15件は、「補正予算等審査特別委員会」(委員13人)を設置し、2月19日から24までの間、委員会を3回開催して質疑を行うなど、慎重に審査を行い、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

●主な質疑

- 小中学校における新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策について
- 科学館施設整備基金の概要と今後の科学館の施設整備及び運用について
- 東光スポーツ公園におけるテニスコートの整備について
- 航空会社への支援について

除雪は市民生活や経済活動に大きな影響を与えるものであり、市民の皆様の声をしっかりと受け止めながら、基本計画の見直しを含め、将来を見据えた総合的な雪対策事業を力強く推進するため、組織体制を強化する必要があるものと認識しています。【市長】

②期日前投票所の設置

問 令和元年度の参議院議員選挙において期日前投票所が設置されたイトーヨーカドー旭川店は、5月に閉店することになりました。それに代わる期日前投票所の設置をどのように考えていますか。

答 当面は、これまで使用していた場所への期日前投票所の設置は難しいと考えています。このため、市庁舎や市役所周辺の空きビルで一定の広さがあり、駐車場やバリアフリーなどの要件を満たした施設を選定し、開設していきます。

また、新たにイオン旭川西店に期日前投票所を設置するほか、旭川大学北辰会館では設置と併せて学生の投票事務従事を予定しています。若年層の投票率の低さが課題であることから、学生が投票所の運営に携わることで、投票への参加の重要性を理解し、その後も継続して投票に参加することを期待しています。【選挙管理委員会事務局長】

③アイヌ文化の振興

問 令和3年度の市政方針では、アイヌ文化という文字が昨年以上に何度も取り上げられ、本市のアイヌ文化に対する思いの変化を感じました。そこで、アイヌ文化の振興に寄せる思いと、その思いが予算にどのように反映されているのか聞かせてください。

答 令和元年にアイヌ新法*が施行され、本市としても、法の趣旨や国の政策、地域の歴史を踏まえ、アイヌ文化の伝承を始め、市民への理解の促進などについて重点的に取り組む必要があるものと認識しています。

令和3年度は、国のアイヌ政策推進交付金を活用し、川村力子トアイヌ記念館との協働事業のほか、アイヌ文化の講習会や普及啓発、アイヌ文化の森・伝承のコタンの看板や案内板等の設置、観光モデルコースの開発などに取り組みます。

また、アイヌの人々が自主的に取り組む活動を未来へ発展させていくため、(仮称)アイヌ施策推進基金を創設し、継続的に支援していきます。【総合政策部長】



(委員長：福居秀雄 副委員長：塩尻英明)

*アイヌ新法：正式名称は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律。アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

第1回定例会に提出された議案とその結果

件 名	結果	件 名	結果
◆令和2年度旭川市一般会計補正予算について	可決	◆旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
◆令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について	"	◆旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和2年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について	"	◆旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和2年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算について	"	◆旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和2年度旭川市育英事業特別会計補正予算について	"	◆旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について	"	◆旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について	"	◆旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和2年度旭川市水道事業会計補正予算について	"	◆旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和2年度旭川市下水道事業会計補正予算について	"	◆旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和2年度旭川市病院事業会計補正予算について	"	◆旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆旭川市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の制定について	"	◆旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について	"	◆旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆旭川市動物愛護基金条例の制定について	"	◆旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆旭川市科学館施設整備基金条例の制定について	"	◆旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆指定管理者の指定について(旭川市地域保育所)	"	◆旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和3年度旭川市一般会計予算について	"	◆旭川市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算について	"	◆旭川市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和3年度旭川市動物園事業特別会計予算について	"	◆旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について	"	◆旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について	"
◆令和3年度旭川市育英事業特別会計予算について	"	◆旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和3年度旭川市介護保険事業特別会計予算について	"	◆旭川市旭山動物園施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和3年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算について	"	◆旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和3年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算について	"	◆旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和3年度旭川市水道事業会計予算について	"	◆旭川市駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和3年度旭川市下水道事業会計予算について	"	◆旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"
◆令和3年度旭川市病院事業会計予算について	"	◆包括外部監査契約の締結について	"
◆旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"	◆市道路線の廃止について	"
◆旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"	◆市道路線の認定について	"
◆旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	"		
◆旭川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	"		
◆旭川市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について	"		
◆旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
◆旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
◆旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
◆旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
◆旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
◆旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
◆旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		

件名	結果	件名	結果
◆令和2年度旭川市一般会計補正予算について(追加分)	可決	◇議員の行政調査派遣について	可決
◆旭川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	◇後期高齢者の医療費窓口負担1割の継続を求める意見書について	"
◆人権擁護委員の推薦について	可と答申決定	◇選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について	"
◆令和2年度旭川市一般会計補正予算について(追加分)	可決	◇国立病院の機能強化を求める意見書について	"
◆令和2年度旭川市一般会計補正予算について(追加分)	"	◇家庭用品に含まれる香料による健康被害の実態解明等を求める意見書について	"
◆専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること)	報告済	◇2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を引き上げ、気候変動対策を強化することを求める意見書について	"
◆専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること)	"		
◆専決処分の報告について(変更契約を締結すること)	"		
◆旭川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可決		

※◆は市長提出議案、◇は議員又は委員会提出議案

賛否の一覧

※第1回定例会の議案等について、賛成、反対の双方があった場合のみ、掲載しています。

自民党・市民会議 (11人)										民主・市民連合 (10人)					公明党 (5人)			日本共産党 (4人)		無党派G (3人)		無所属						
菅原 範明	林 祐作	佐藤 祐作	木下 さだお	松田 たくや	上村 ゆうじ	福居 秀雄	安田 佳正	宮本 儀	えびな 信幸	塙尻 英明	高崎 アカネ	高橋 紀博	高木ひろたか あや	品田 ときえ	松田 ひろし	高見 一典	白鳥 秀樹	中川 明雄	中野ひろゆき えいこ	高花 もんま	中村のりゆき 節子	まじま 安雄	石川 厚子	小松 あきら	能登谷 繁	ひぐまとしお 上野 和幸	金谷 美奈子	横山 啓一

★令和3年度旭川市一般会計予算について(可決「賛成28、反対4、退席11)。

★後期高齢者の医療費窓口負担1割の継続を求める意見書について(可決「賛成18、反対15」)

$\times \times \times \times | \times \times \times \times \times \diagup | \times \times \times \circ \times \times \times \times \times \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ \circ$

★選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について(可決[賛成23、反対10])

★国立病院の機能強化を求める意見書について(可決[賛成18、反対15])

賛成者は「○」、反対者は「×」、退席者は「退」。

請願，陳情

市政について意見や要望のあるときは、どなたでも請願（議員の紹介のあるもの）や陳情（議員の紹介のないもの）を提出することができます。

令和3年第1回臨時会で結果の出たもの

◎民生堂任委員会付託

- ・生活保護における収入認定等に関することについて
(陳情第8号)～不採択

令和3年第1回定期会で結果の出たもの

◎總務當任委員會付託

- ・基礎的財政収支黒字化目標の撤廃を求める意見書の提出を求ることについて（陳情第9号）～不採択

・インフレ率2パーセントを達成するまで消費税を凍結することを求める意見書の提出を求ることについて（陳情第10号）～不採択

賛否の一覧

※請願・陳情議案について、賛成、反対の双方があった場合のみ、掲載しています。

自民党・市民会議 (11人)					民主・市民連合 (10人)					公明党 (5人)			日本共産党 (4人)		無党派G (3人)												
菅原 範明	林 祐作	佐藤 さだお	木下 たくや	松田 雅之	上村 ゆうじ	福居 秀雄	安田 佳正	宮本 憲	えびな 信幸	杉山 允孝	江川 あや	塩尻 英明	宮崎 紀博	高橋 高木ひろたか	品田 ときえ	高見 一典	白鳥 秀樹	中川 明雄	中野ひろゆき もんま 節子	室井 安雄	まじま 隆英	石川 厚子	小松 あきら	能登谷 繁	ひぐまとしお 上野 和幸	金谷 美奈子	横山 啓一

★生活保護における収入認定等に関することについて(陳情第8号)(不採択「賛成4、反対27、欠席21)】

××××××××××××欠××××××欠×××○○○○×

賛成者は「○」、反対者は「×」、欠席者は「欠」としています。

議長は採決に加わらないため、斜線とします。

常任委員会・議会運営委員会・広聴広報委員会の動き

令和2年12月11日（第4回定例会閉会日の翌日）以降の各委員会における主な活動内容や協議経過等についてお知らせします。

総務常任委員会

委員長：中野 ひろゆき 副委員長：佐藤 さだお

- 議会BCP策定に向けた検討について -

当委員会の2年間の活動の中で、積極的に議論や検討を進めたテーマの一つが「災害時の対応」などに関する内容でした。令和元年の秋に実施した委員会視察では、豪雨災害の被災地となった自治体を視察するなど、災害時における行政及び議会対応の必要性等について認識を深めてまいりました。

その後、委員会として議長に対し、災害などの事案が発生した場合、二元代表制の一翼を担う議会としても迅速かつ適切な活動ができるように、その根拠となる計画等の策定に向けた検討を行うことが重要である旨の申入れを行いました。

令和2年7月、議長の諮問を受けて、当委員会のメンバーを構成員とする「旭川市議会災害対応等検討会議」が設置され、議会BCP（案）の策定に向けて道内の先進地へ視察調査を行うなど7か月間で9回の検討会議を開催しました。

そのような検討経過を踏まえ、令和3年2月に「旭川市議会業務継続計画」（議会BCP）が策定され、当委員会としても市議会における大きな成果となる取組ができたと実感しております。



▲議長への答申の様子

経済文教常任委員会

委員長：林 祐作 副委員長：宮崎 アカネ

- 東栄小学校の新校舎を視察して -

旭川市立東栄小学校の増改築工事が完了したことから、1月22日に現地視察をしました。

同小学校は、昭和46年に創立し、今年で50周年を迎える年でもあります。児童数は、277人（令和2年5月1日現在）で12通常学級、5特別支援学級となっています。

新校舎には、東栄放課後児童クラブが併設されていましたが、広さも十分にあり、密にならない工夫をしていました。敷地内には70台が停められる駐車場があり、迎えに来る保護者も安心して利用できる設計です。また、災害時には避難所としても利用されることから、廊下の幅は広く、トイレも全てバリアフリー設計になっており、階段の幅や高さなど誰にでも優しい作りになっていました。

大きな窓からたくさんの日光が入っている校舎内は明るく、光り輝く眼差しで授業を受けている子どもたちの姿に喜びを感じた視察でした。

今後も小中学校の増改築工事等が予定されていることから、適切に進められるよう注視していきたいと思います。



▲図書室を視察している様子

民生常任委員会

委員長：金谷 美奈子 副委員長：品田 ときえ

- 今期二度目の政策提言書を提出しました -

3月1日に提言書「特別支援保育事業の見直しについて」を副市長に提出しました。

これは本年1月に実施した公益社団法人旭川民間保育所相互育成会との意見交換会において保育



▲赤岡副市長(左)に提言書を提出する様子



▲意見交換会の様子

所等の抱える様々な課題や行政に対する要望を把握したところですが、その中で委員会として一致した内容について政策提言書として取りまとめたものです。



▲意見交換会の様子

建設公営企業常任委員会

委員長：高木 ひろたか 副委員長：まじま 隆英

- 2年間の総括と主な委員会活動 -

2年間の委員会活動を振り返ると、令和元年度は、市民の冬の快適な暮らしの実現に向けた除排雪体制を構築するため、しっかりと取り組んできました。各地区除雪連絡協議会への積極的な傍聴参加、旭川除排雪業者ネットワーク協議会との意見交換会などを踏まえ、提言書「安心して生活できる除排雪体制の確立について」をまとめ執行部に提出しました。

本市では、除排雪の新たな取組を進めてきましたが、令和元年度の冬期は少雪となつたため、効果の検証が十分にできませんでした。昨シーズン以降にその効果を確かめて、今後に生かしていく必要があります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の一環であったと言えます。市立旭川病院では、感染症指定医療機関として本市はもちろん圏域及び周辺地域の陽性患者を受け入れるなど、大変な状況の中で中心的な役割を果たしていました。現在、将来を見据えて、感染症センター（仮称）としての機能強化を進めています。

今後も、当委員会では市民生活における課題について議論を進めてまいります。

議会運営委員会

委員長:木下 雅之 副委員長:高木 ひろたか

- 議会運営委員会における2年間の取組 -

当委員会では、議会運営に関することや議会改革等について協議を行ってきました。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療対策や経済対策などの緊急対策が、市側から相次いで提案され、年4回の定例会以外に6回の臨時会が開催されました。

本市議会では「新型コロナウイルス感染症に係る対応方針」を策定し、議会内における様々な感染防止対策を講じてきたほか、市民の皆様に一日でも早く各種対策が届くようにとの考え方から、十分な審議時間を確保しつつも、会期の前倒しや日程の短縮など、工夫を重ねながら議会運営を行っています。

また、議員の期末手当や政務活動費の削減など、緊急対策に充てるための財源捻出にも努めてきました。

本市議会では、平成22年に議会基本条例を制定しており、令和2年に10年の節目を迎えました。「議会基本条例制定10年の軌跡」を作成し、制定後の取組を振り返るとともに、市民とともに歩む議会を目指して取組を続けていくこととしています。

引き続き、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

広聴広報委員会

委員長:金谷 美奈子 副委員長:林 祐作

- あさひかわ市議会だより第100号を迎めました -

あさひかわ市議会だよりは、創刊以来100回目となる記念の特別号を制作し発行することができました。

林祐作副委員長、高花えいこチームリーダーを中心、まじま隆英委員、江川あや委員、菅原範明委員、ひぐまとしお委員の6人で第100号編集を担当しました。



▲委員会の様子



▲委員会の様子

特集記事「議会改革・活性化の歩み」を掲載したほか、今号限りではありますが、表紙をカラーにし、親しみやすい誌面となるように工夫しました。

市議会だよりは、市民の皆様に議会情報をお伝えする重要な広報誌であるため、これからも読んでいただけるよう一層努力してまいります。



▲第100号表紙

■ 議会の動き ■

令和3年1月1日から第1回定例会閉会日(3月24日)までの議会の動きです。

1月

- 20日 ・議会運営委員会
- 21日 ・総務常任委員会
・民生常任委員会
- 22日 ・経済文教常任委員会
・建設公営企業常任委員会
- 25日 ・議会運営委員会
- 26日 ・本会議(第1回臨時会開会・閉会)

2月

- 15日 ・議会運営委員会
- 16日 ・総務常任委員会
・民生常任委員会
- 17日 ・経済文教常任委員会
・建設公営企業常任委員会
- 19日 ・本会議(第1回定例会開会)
・補正予算等審査特別委員会

19日

- ・議会運営委員会
- ・広聴広報委員会
- 22日 ・補正予算等審査特別委員会
- ・議会運営委員会
- 24日 ・補正予算等審査特別委員会
- ・議会運営委員会
- 25日 ・本会議(補正予算等審議)
- 26日 ・本会議(市政方針・教育行政方針)

3月

- 1日 ・総務常任委員会
・民生常任委員会
- 2日 ・経済文教常任委員会
・建設公営企業常任委員会
- 4日 ・本会議(代表質問)
- 5日 ・本会議(代表質問)
・議会運営委員会

8日

- ・本会議(大綱質疑)
- ・予算等審査特別委員会
- ・予算等審査特別委員会分科会
- 10日 ・予算等審査特別委員会分科会
- 11日 ・予算等審査特別委員会分科会
- 12日 ・予算等審査特別委員会分科会
- 15日 ・予算等審査特別委員会分科会
- 16日 ・予算等審査特別委員会分科会
- 17日 ・予算等審査特別委員会分科会
- 18日 ・予算等審査特別委員会分科会
- 22日 ・予算等審査特別委員会
・議会運営委員会
- 24日 ・本会議(第1回定例会閉会)
・広聴広報委員会

臨時会のあらまし

第1回臨時会

令和3年第1回臨時会は、1月26日に開会し、同日閉会しました。

この臨時会では、市長から提出された令和2年度一般会計補正予算及び報告の計2件の議案を審議し、いずれも原案どおり決定しました。

第1回臨時会に提出された議案とその結果

件名	結果
◆令和2年度旭川市一般会計補正予算について	可決
◆専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること)	報告済



あさひかわ市議会だよりは、広聴広報委員会が編集をしています。市議会だよりに関する、市民の皆様のご意見をお寄せください。
(連絡先) 議会事務局議会総務課 (電話25-6380・FAX24-7810)

旭川市議会業務継続計画（BCP*）を策定しました

～災害時でも早期に議会機能の回復を図り、多様な市民ニーズを反映した意思決定に向けて～

*BCP : Business Continuity Plan（事業継続計画）の略。

災害発生時などの資源制約下であっても、事業を継続し復旧を図るために備えておく計画のこと。

令和2年7月、議長からの諮問を受け、総務常任委員会委員を構成員とした旭川市議会災害対応等検討会議（座長：中野ひろゆき議員）を設置しました。その後、同会議で9回にわたり協議し旭川市議会業務継続計画（案）が最終的にまとめられ、令和3年2月に議長に提出しました。

これに基づき、旭川市議会業務継続計画（以下「旭川市議会BCP」という。）を令和3年2月19日付けで策定しました。



○計画の目的

北海道胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの経験を踏まえ、大規模災害等で被災した状況下での議会及び議員の役割と行動方針を明らかにすることにより、有事の際であっても早急な議会機能の回復を図り、市民生活の復旧・復興に向けて迅速な意思決定を果たすことを目的としています。

旭川市議会BCPイメージ図



▲第9回（2月9日開催）検討会議の様子

○対象とする災害等の内容

地震、風水雪害などの自然災害、予防法及びワクチンが確立されていない感染症のほか、テロ行為などの大規模被害が発生した場合又はそのおそれがある場合などが対象です。

○発動の決定と災害時の体制

発動の基準は、市（執行機関）の災害対策本部等が設置されたとき、又は議長が必要と認めたときです。発動の決定は議長が行います。

また、その後、速やかに旭川市議会災害対策会議を設置し、災害対応に当たります。

○災害時の議会の役割

旭川市議会災害対策会議を通じて、議員の安否確認、災害情報の収集や伝達のほか、市災害対策本部等との協力・連携体制を整え、早期に議会機能の回復を図り、多様な市民ニーズを反映した意思決定を行っていきます。

○旭川市議会BCPの全文は、本市議会ホームページに掲載しています。

議会を傍聴しませんか

本会議や委員会は、どなたでも傍聴できます。

- ・本会議傍聴：議会傍聴入口（右図Ⓐ）
- ・委員会傍聴：議会玄関（右図Ⓑ）

●問合せ先

- ・会議日程及び委員会の傍聴：議会事務局議事調査課（電話25-6318）
- ・本会議の傍聴：議会事務局議会総務課（電話25-6380）

●本会議では、補聴装置（10台）、手話通訳及び要約筆記をご利用になれます。

- ・補聴装置は、傍聴受付の際にお申出ください。
- ・手話通訳は、傍聴予定日の3日前までに議会事務局議会総務課（電話25-6380・FAX24-7810）又は一般社団法人旭川ろうあ協会（電話45-0757・FAX45-0760）へお申込みください。
- ・要約筆記は、傍聴予定日の1週間前までに議会事務局議会総務課（電話25-6380・FAX24-7810）へお申込みください。

議会棟略図

